

議第 26 号

下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

内国旅行の旅費における非常勤の特別職職員の日当の額を、常勤の特別職及び職員と同水準にするため、該当条例の一部を改正するもの。

下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表第1（第15条—第17条の3、第19条関係） 内国旅行の旅費						別表第1（第15条—第17条の3、第19条関係） 内国旅行の旅費					
1 日当、宿泊料及び食卓料						1 日当、宿泊料及び食卓料					
区分	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）			区分	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
	日帰りの場合	宿泊を伴う場合			日帰りの場合	宿泊を伴う場合					
市長等の部～職員の一部（略）						市長等の部～職員の一部（略）					
その他	県外	<u>1,000</u> 円	<u>2,000</u> 円	9,000 円	1,700 円	その他	県外	<u>3,000</u> 円	<u>3,000</u> 円	9,000 円	1,700 円
	県内	—	—	9,000 円	1,000 円		県内	<u>2,000</u> 円	<u>2,000</u> 円	9,000 円	1,000 円
2（略）						2（略）					

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に行った公務のための旅行から適用する。

【参考資料】

下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

内国旅行の旅費における非常勤の特別職職員の日当の額を、常勤の特別職及び職員と同水準にするため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部改正

非常勤の特別職職員の日当の額を次表のとおり改めます。

内国旅行の旅費における日当（1日につき）

区分		改定後		改定前	
		日帰りの場合	宿泊を伴う場合	日帰りの場合	宿泊を伴う場合
その他	県外	1,000円	2,000円	3,000円	3,000円
	県内	—	—	2,000円	2,000円

(別表第1関係)

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に行った公務のための旅行から適用します。

(附則関係)

